

都指定実地研修施設での実地研修希望事業所用

令和7年度第2回度東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（不特定多数の者対象）実施要項

1 研修の概要

（1）目的

介護職員等がたんの吸引及び経管栄養（以下「たんの吸引等」という。）を行うためには、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく所定の研修を修了する必要があります。

このため、都内の介護保険施設や障害者施設等において医師、看護職員との連携の下により安全にたんの吸引等を適切に行える介護職員等の養成を目的としてたんの吸引等研修（不特定多数の者対象）を実施します。

本研修は、実地研修を東京都の指定する実地研修の受入先施設である福祉施設や介護医療院等（以下「都指定実地研修施設」という。）で実地研修を行うことを希望する介護職員等で、基本研修から受講する者及び実地研修から受講する者（基本研修免除者）を対象とするものです。

（2）実施主体及び研修実施機関

- ・実施主体：東京都福祉局（以下「都」という。）
- ・研修実施機関：（公財）東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）が都より受託

（3）研修対象者

以下のアからウに示す条件をすべて満たす者

ア 東京都内に所在する施設・事業所のうち、別表1（7頁参照）に示す対象施設・事業所に所属し、たんの吸引等を行う必要がある介護職員等で、事業所長・施設長等が本研修の受講者として推薦する者

※1 個人での申し込みはできません。

※2 病院等の医療機関に所属している介護職員等は、本研修の対象とはなりません。

イ 施設配置医又はご利用者のかかりつけ医等から、ご利用者に対してたんの吸引等を行うことを承認された（又は承認をうけることができる）者。また、「医師の指示書」等の書面により必要な医療的ケアの適切な指示を受けることが可能な者

ウ 以下の都指定実地研修施設での実地研修申込要件をすべて満たしている者

【都指定実地研修施設での実地研修申込要件】

○利用者が不在等の理由で、研修を受講する介護職員等の所属する施設・事業所又は同法人内他事業所や利用者居宅等（以下「自施設等」という。）では実地研修の要件（別表2：8～9頁参照）を確保できないこと。

※実地研修を1行為以上自施設で実施できる場合は申込不可

○指導看護師が自施設等では確保できること。

○特定行為が、「口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」の3行為のみであり、口腔内及び鼻腔内喀痰吸引は「通常手順」のみであること。

<注意事項>

※第2回の受入可能予定数は30名弱と、受入枠人数が限られているため、必要最低限の人数でお申し込みください。

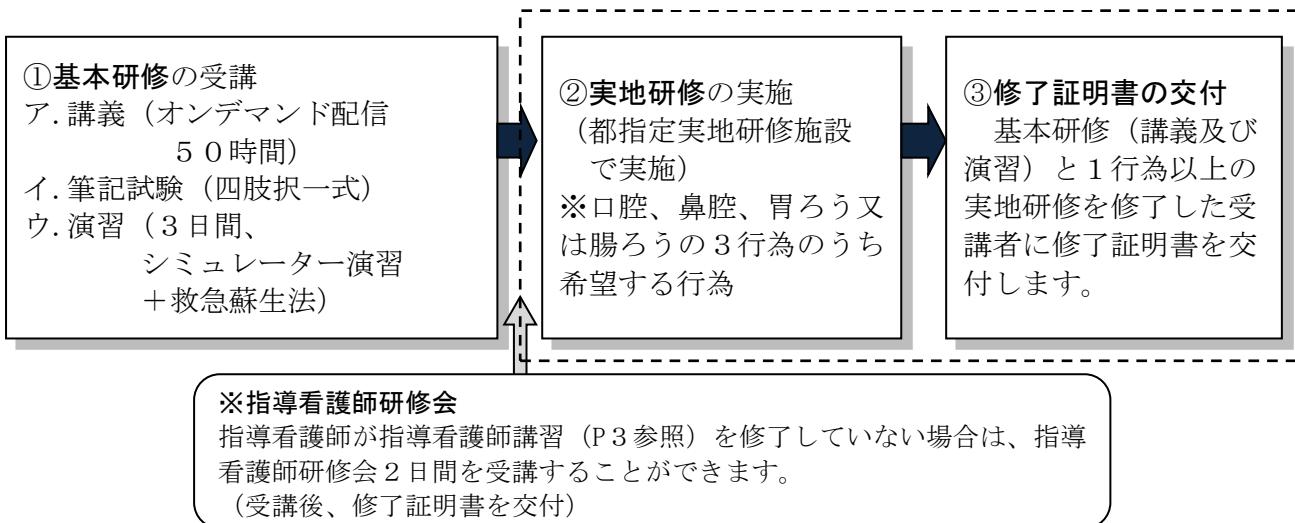
※希望者多数の場合は、自施設での実施の可否について確認の上、調整させていただきます。その結果、都受入施設での受講が決定した場合でも、受講時期が翌年度の後半以降となる恐れもあります。

※都指定実地研修施設内での感染症等の感染拡大等の状況により、実地研修が延期や中止となる場合があります。

(4) 研修の流れ

都指定実地研修施設での実地研修を希望する場合の研修受講の基本的な流れは以下のとおりです。

※基本研修免除対象者の流れ



※基本研修免除対象者について

下記アからウのいずれかに該当し、修了証明書等のコピーの提出が可能な方は、①基本研修の受講が免除となり、②実地研修から受講していただきます。

- ア 介護福祉士養成課程（養成施設、実務者研修、福祉系高校等）において医療的ケアの講義及び演習を修了し、「実地研修」が未修了の者
- イ すでに第2号研修を修了しており、既修了の特定行為以外の行為の追加を希望する者
- ウ 不特定多数の者対象研修を過去に受講し、「研修修了課程確認書（不特定多数の者対象）」等を交付されている者

① 基本研修

ア オンデマンド配信による講義（50時間）

研修カリキュラム別表3（10頁参照）に基づき、たんの吸引等に必要な基礎知識を50時間のオンデマンド配信講義で学びます。

（受講決定後、指定された期間に視聴・課題等提出）

イ 筆記試験（集合形式）

全講義受講後、筆記試験（四肢択一式）により、知識の習得を確認します。

合格基準に達しない受講生に対しては、補習及び再試験を行い、再度、知識の習得を確認します。（別表4：11頁参照）

ウ 演習（集合形式）

筆記試験合格後、たんの吸引等及び救急蘇生法の演習を3日間行います。シミュレーター（たんの吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル）、吸引装置等を使用して、行為の種類ごとに所定の回数を行い、各行為について講師から、手順通りに実施できると認められた場合、演習の修了となります。（別表5：11頁参照）

② 実地研修（基本研修免除対象者はここから）

基本研修修了後、指定された実地研修期間内（概ね6か月間）に、当財団が指定する都指定実地研修施設にて、指導看護師の指導の下で、行為の種類ごとに所定の回数以上を実施します。

（別表6：11頁参照）

なお、各受講者の実地研修を行う都指定実地研修施設は、実地研修期間開始前に通知します。

※都指定実地研修施設で受講可能な行為は、①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、
③胃ろう又は腸ろうの経管栄養の3行為のみです。

※「たんの吸引」に関しては、いずれも「通常手順」のみに限定し、非侵襲的人工呼吸器装着者(NPPV)及び侵襲的人工呼吸器装着者 TPPV)に対する実地研修は対象外となります。

非侵襲的・侵襲的人工呼吸器装着者に対する「たんの吸引」が必要な場合は、「特定の者研修(第3号研修)」を個別に受講する必要があります(受講する場合には、基本研修から受講いただきます)。

※指導看護師研修会

利用者が不在等のため都指定実地研修施設での実地研修の申込を行った事業者が、自施設で実地研修を行える体制を整備するため、指導看護師予定者(指導看護師研修未受講者)を対象に、指導看護師研修会の受付を行います。研修修了者には、後日「指導者講習修了証明書」を交付します。

ただし、受講希望者が多数となった場合、指導看護師研修会の受講者については、自施設にて実地研修を行う事業所の指導看護師予定者の受講受付を優先させていただきます。

【指導看護師の要件】

○医師、保健師、助産師又は正看護師(准看護師は不可)の資格があること。

○臨床等での実務経験を3年以上有していること。

○下記の「該当する指導者講習①～③」のいずれかの研修を受講・修了していること。

〈該当する指導者講習〉

- ①平成23年度及び24年度に厚生労働省が実施した「指導者講習」(国研修)の修了者
- ②平成23年度以降に東京都(財団主催)が実施した「指導看護師研修」(伝達研修・2日間)の修了者(ただし、他県主催の指導看護師研修(第1号、第2号)及び修了予定者を含む)
- ③「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」(平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める「医療的ケア教員講習会」の修了者

〈該当しない指導者講習〉(上記「②又は③」の指導者講習を受講・修了する必要あり)

- ・平成23年度に実施した「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員によるケア連携協働のための研修会」に基づく「指導看護師研修(施設内14時間研修に対応)」修了者
- ・「特定の者対象のたんの吸引研修(第3号研修)」における「指導看護師」修了者。(東京都及び他県の登録研修機関を含む)
- ・公益財団法人日本訪問看護財団が主催する「在宅での喀痰吸引・経管栄養管理 第3号研修における実地指導者の養成セミナー」の修了者

③ 修了証明書の交付

実地研修の修了後に「研修修了証明書」を交付します。

※たんの吸引等の実施には、さらに従事者認定等の手続きが必要です。

2 受講申込

(1) 申込要件(以下の要件をすべて満たす必要があります。)

ア 受講者が研修の全課程(基本研修及び実地研修)に参加できること。

※基本研修免除対象者は実地研修に参加できること。

イ 「(3) 研修対象者」(1頁参照)の条件を満たすこと。

ウ 指導看護師研修受講者については、上記の【指導看護師の要件】を満たすこと。

(2) 受講申込者数

ア 研修受講者(介護職員等)

都指定実地研修施設の受入枠が限られているため(30名弱)、必要最低限の人数でお申し込みください(受講決定後の辞退は原則認めません)。

※希望者多数の場合、ご希望に添えない場合があります。

イ 指導看護師研修受講者(看護師等)

1事業所(施設)1名までとします。

※指導看護師研修のみの申込を行うことはできません。

(3) 申込方法（研修予約システムによるオンライン申込）

財団ホームページ（<https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/futokutei/>）>
「研修予約システム」（緑色のバー）>【都指定実地研修施設での実地研修希望事業所用】
令和7年度 第1回東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（不特定多数の者対象）を選択し、申込み内容を入力して下さい。申込手順は以下のとおりです。

〈手順①〉アップロードするデータの準備

基本研修免除対象者に該当する方は、研修申込にあたり下記アからオの書類のアップロード等の準備（書類をPDFまたは写真データにする）が必要になります。

- ア 実務者研修修了証明書（修了見込みは不可）
- イ 指定施設・学校が発行した基本研修修了証明書又は平成28年度以降の卒業証書
- ウ 平成28年度以降の介護福祉士登録証（EPA対象国の方で令和6年度以前を除く）
- エ 第2号研修修了証明書
既に2号研修を修了し、既修了の特定の行為以外の行為追加を希望する方
- オ 研修課程修了確認書等
不特定多数の者対象研修において、基本研修（講義・演習）のみ修了した方

・都指定実地研修施設申込みに当たっての「承諾書」

各受講希望者が内容を確認し、施設長の確認（押印）を受けたものを申込人数分ご用意ください。

〈手順②〉研修予約システムによるフォーム入力・送信

受講生情報（生年月日、アップロードが必要な書類等）を事前に取りまとめの上、お申込みください。

〈手順③〉申込完了メールの送信

研修申込情報を入力・送信後、研修予約システムに入力された各事業所・施設のメールアドレス宛（以下、「各事業所・施設のメールアドレス」という。）に財団より申込完了のメールが自動送信されます。

新規申込は1事業所につき1回限りです。追加・変更を希望する場合は、申込完了時に自動返信される「申込完了メール」の本文に記載されたURLよりマイページにアクセスし、申込情報の追加・変更を行ってください。

(4) 研修申込締切日

令和7年8月4日（月）23時59分まで

(5) 受講決定

令和7年9月上旬（予定）に、財団より各事業所・施設のメールアドレス宛に受講決定者の連絡をいたします。

※受講申し込みが定員を超過した場合は、受講できないことがありますのでご了承ください。
※受講決定時に研修テキストを郵送します。受講決定通知書及び受講票、受講の手引き等の資料は、必ず各事業所・施設宛に送信されている「申込完了メール」に記載されたURLから、をダウンロードしてください。

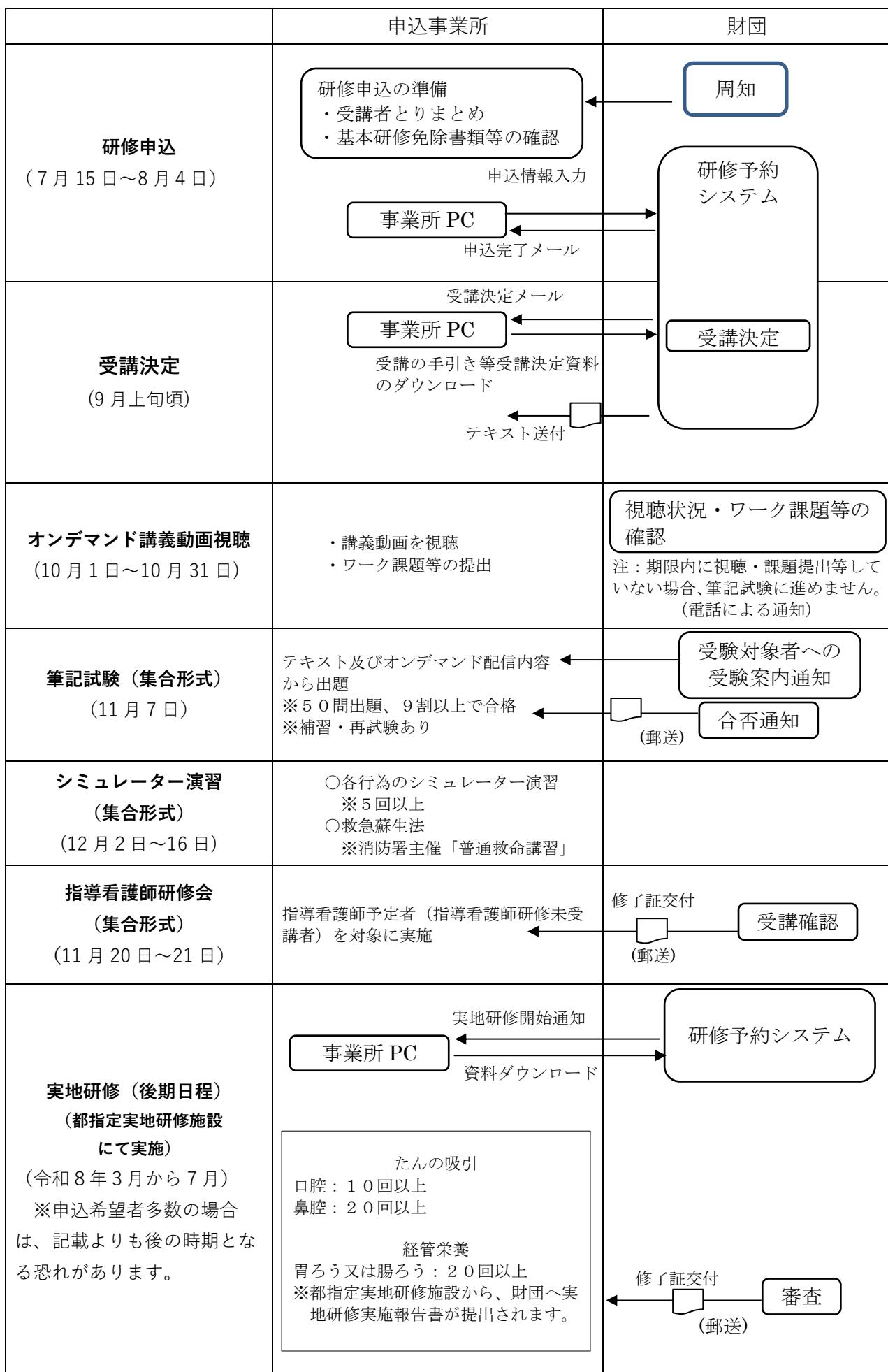
(6) その他

- ・基本研修及び指導看護師研修会に係る経費（テキスト代、会場費、普通救命講習参加費等）は全て東京都が負担しますが、会場への往復交通費及び昼食代等は、自己負担となります。
- ・申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、本研修の運営並びに認定特定行為業務従事者の認定及び登録特定行為事業者の登録以外の目的に利用することはありません。

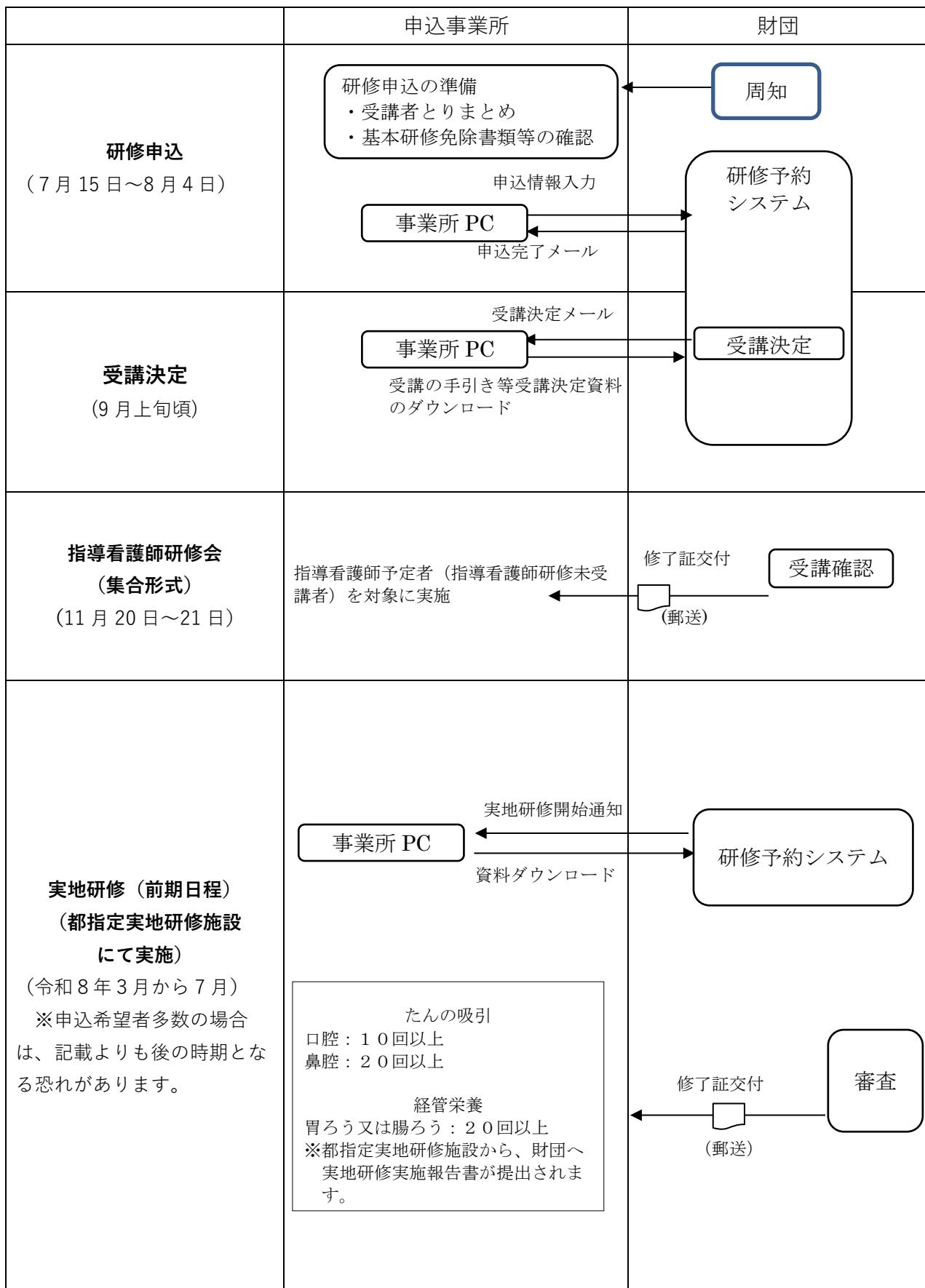
○問合せ先

公益財団法人 東京都福祉保健財団人材養成部 福祉人材養成室（たんの吸引担当）
(電話) 03-3344-8629 (メール) futokutei-1@fukushizaidan.jp

【全課程受講対象者】研修申込から修了までの流れ（令和7年度第2回スケジュール）



【基本研修免除対象者】研修申込から修了までの流れ（令和7年度第2回スケジュール）



別表1 「不特定多数の者対象研修」対象施設・事業所種別

分野	事業所形態	事業所種別
高齢	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・特定施設入居者生活介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
	在宅系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護事業所 ・訪問介護事業所 ・通所介護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・訪問入浴介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・地域密着型通所介護 等
障害	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ・障害児施設（医療機関を除く）
	在宅系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護事業所 ・重度訪問介護事業所 等

(注)医療機関等に所属している介護職員等は、本研修の対象とはなりません。

別表2 <実地研修の要件>

(ア) 基本的事項に係る要件

要件
1 実地研修を予定しているたんの吸引等の利用者が適当数入所又はサービスを利用していること。
2 実地研修においては、たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）及び経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）のうち、施設の方針、実態【利用者の状況、人数】等を勘案のうえ、必要な行為を1行為以上修了することが可能なこと。
3 実地研修において、利用者本人及び家族が実地研修の実施に協力できること。
4 医療、介護等の関係者による連携体制が確保されること。
5 実地研修場所において、受講者を指導する指導看護師を1人以上確保・配置することが可能であること。 訪問介護事業者(所)等にあっては、必要に応じて訪問看護事業者(所)と連携の上、実地研修の場(利用者の居宅等を含む)において所定の「指導看護師研修」を修了した指導看護師を1名以上確保することが可能なこと。
6 指導看護師は、医師、保健師、助産師又は正看護師（准看護師は不可）の資格とともに、臨床等での実務経験を3年以上有し、実施要領に示す、所定の「指導看護師研修」を受講・修了していること。
7 過去5年以内に、東京都から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及び第92条に基づく指定の効力の停止（障害者総合支援法、児童福祉法等による同様の勧告等を含む。）を受けたことがないこと。
8 施設又は事業所の責任者及び職員が実地研修に協力できること。 (施設系事業所のみ)
9 原則として研修を受ける介護職員等の所属施設・事業所を実地研修場所とすること。 やむを得ず、所属施設・事業所以外を実地研修場所とする場合は、同法人内他事業所等を限度とし、研修申込時に当該実地研修場所の所属長・代表者の承諾を得ること。 また、「医療機関（病院・診療所）」で実地研修を行う際は、対象者の状態が比較的安定している場合に限り行うこと。

(イ) 利用者の同意に係る要件

要件
10 実地研修実施時において利用者本人（利用者に同意する能力がない場合には、その家族等）に、たんの吸引等の実地研修の実施と当該施設の組織的対応、医師との連携等について施設長等が説明を行い、その理解をえた上で、指導看護師の下、介護職員等が実地研修を行うことについて書面により同意を得ること。（協力者全員の「実地研修同意書兼誓約書」（別途指定書類）の写し（コピー）を実地研修修了時に提出することが可能なこと。）

(ウ) 医療関係者による的確な医療管理に係る要件

要件
11 医師から指導看護師及び介護職員に対し、書面による必要な指示があること。
12 所定の研修を修了した指導看護師の指導の下、介護職員等が実地研修を行うこと。
13 訪問介護事業者(所)等にあっては、家族、利用者のかかりつけ医等、指導看護師、保健所の保健師等、家族以外の者等利用者の在宅療養に関わる者は、それぞれの役割や連携体制などの状況を把握・確認の上、実地研修を行うこと。
14 配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下、たんの吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。

(エ) たんの吸引等の水準確保に係る要件

要 件
15 実地研修においては、「所定の指導看護師研修(指導者講習)」を修了した指導看護師が介護職員等を指導すること。
16 介護職員等は、必要な基本研修(講義及び演習)を修了し、基本研修の到達目標を達成した者であること。
17 たんの吸引等の行為(実地研修)については、医師に承認された介護職員等が指導看護師の指導の下、承認された行為について行うこと。
18 当該利用者に関するたんの吸引等について、配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下、技術の手順書が整備されていること。

(オ) 施設における体制整備に係る要件

要 件
19 実施施設の施設長が最終的な責任を持って安全の確保のための体制の整備を行うため、施設長の統括の下で、関係者からなる安全委員会が設置されていること。
20 利用者の健康状態について、施設長、配置医又は実施施設と連携している医師、主治医(別途主治医がいる場合に限る。)、指導看護師、介護職員等が情報交換を行い、連携を図れる体制の整備がなされていること。 訪問介護事業者(所)等にあっては、適切な医学的管理の下で、当該利用者に対して適切な診療や訪問看護の体制がとられていることを原則とし、当該家族以外の者は、利用者のかかりつけ医等及び指導看護師の指導の下で、家族、利用者のかかりつけ医等及び指導看護師との間において、同行訪問や連絡・相談・報告などを通じて連携を図れる体制の整備がなされていること。
21 たんの吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。
22 指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。
23 ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、施設長、配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師、介護職員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。
24 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師との連絡体制が構築されていること。
25 施設内感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

(カ) 地域における体制整備に係る要件

要 件
26 医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。

別表3 基本研修【講義】の研修カリキュラム

大項目	中項目	時間(h)
1 人間と社会	1.介護職と医療的ケア	0.5
	2.介護福祉士等が喀痰吸引等を行うことに係る制度	1.0
2 保健医療制度とチーム医療	1.保健医療に関する制度	1.0
	2.医療的行為に関する法律	0.5
	3.チーム医療と介護職員との連携	0.5
3 安全な療養生活	1.喀痰吸引や経管栄養の安全な実施	2.0
	2.救急蘇生法	2.0
4 清潔保持と感染予防	1.感染予防	0.5
	2.職員の感染予防	0.5
	3.療養環境の清潔、消毒法	0.5
	4.滅菌と消毒	1.0
5 健康状態の把握	1.身体・精神の健康	1.0
	2.健康状態を知る項目(バイタルサインなど)	1.5
	3.急変状態について	0.5
6 高齢者および障害児・者の 「喀痰吸引」概論	1.呼吸のしくみとはたらき	1.5
	2.いつもと違う呼吸状態	1.0
	3.喀痰吸引とは	1.0
	4.人工呼吸器と吸引	2.0
	5.子どもの吸引について	1.0
	6.吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
	7.呼吸器系の感染と予防(吸引と関連して)	1.0
	8.喀痰吸引により生じる危険、事後の安全確認	1.0
	9.急変・事故発生時の対応と事前対策	2.0
	1.喀痰吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
7 高齢者および障害児・者の 「喀痰吸引」実施手順解説	2.吸引の技術と留意点	5.0
	3.喀痰吸引にともなうケア	1.0
	4.報告および記録	1.0
	1.消化器系のしくみとはたらき	1.5
8 高齢者および障害児・者の 「経管栄養」概論	2.消化・吸収とよくある消化器の症状	1.0
	3.経管栄養法とは	1.0
	4.注入する内容に関する知識	1.0
	5.経管栄養実施上の留意点	1.0
	6.子どもの経管栄養について	1.0
	7.経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
	8.経管栄養に関する感染と予防	1.0
	9.経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1.0
	10.急変・事故発生時の対応と事前対策	1.0
	1.経管栄養で用いる器具、器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
9 高齢者および障害児・者の 「経管栄養」実施手順解説	2.経管栄養の技術と留意点	5.0
	3.経管栄養にともなうケア	1.0
	4.報告および記録	1.0

別表4 筆記試験

形式	四肢折一式	
問題数	50問	
時間	90分	
合格基準	正答率9割以上	合 格
	正答率7割以上 9割未満	不合格⇒別指定日に補習及び再試験 再試験の結果、合格基準に達しない場合 は研修未修了（演習には進めない）。
	正答率7割未満	不合格⇒研修未修了（演習には進めない）。

別表5 各行為のシミュレーター演習回数

行為の種類		実施回数
たんの吸引	口腔内の喀痰吸引	5回以上
	鼻腔内の喀痰吸引	5回以上
	気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上
	経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法		1回以上 ※消防署主催による「普通救命講習」を受講 (救命技能認定証の交付)

別表6 実地研修における各行為の実施回数

行為の種類		実施回数
たんの吸引	口腔内の喀痰吸引（通常手順）	10回以上
	鼻腔内の喀痰吸引（通常手順）	20回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上